

第1回石狩市いじめ問題対策連絡協議会

～ 会 議 資 料 ～

期日 令和6年3月8日（金）

午前10時～

会場 石狩市役所4階402会議室

関係資料

- ・石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿
- ・令和4年度いじめの状況について
- ・【参考】令和5年度いじめ認知状況について
- ・学校及び教育委員会におけるいじめ対応状況について
- ・いじめ対応に関する通知について
 冬季休業に向けての児童生徒の指導等について
- ・児童生徒に対する相談窓口周知について
 おなやみポストについて
- ・いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」について

石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

	氏名	区分	所属
1	青山 司	石狩市校長会代表者（小学）	石狩市立双葉小学校長
2	坂見 明信	石狩市校長会代表者（中学）	石狩市立石狩中学校長
3	山森 聡	石狩市教頭会代表者（小学）	石狩市立生振小学校教頭
4	新保 雄三	石狩市教頭会代表者（中学）	石狩市立樽川中学校教頭
5	龍島 秀広	学識経験者	元北海道教育大学大学院准教授
6	岩崎 雄三	学識経験者	石狩市人権擁護委員代表者
7	翁 恵	学識経験者	石狩市PTA連合会
8	佐藤 信太郎	関係行政機関	北海道警察札幌方面北警察署生活安全課長
9	古原 祥子	関係行政機関	石狩市教育委員会 スクールソーシャルワーカー
10	宮 一作	関係行政機関	石狩市保健福祉部 子ども相談センター長
11	蛸谷 学俊	関係行政機関	石狩市教育委員会 生涯学習部長

（事務局）

1	高橋 真	教育委員会職員	石狩市教育委員会 生涯学習部次長
2	鈴木 昌裕	教育委員会職員	石狩市教育委員会 教育支援課長
3	盛 雅宏	教育委員会職員	石狩市教育委員会 教育支援課教育支援担当主査
4	鈴木 光	教育委員会職員	石狩市教育委員会 教育支援課教育支援担当主任
5	松井 卓	教育委員会職員	石狩市教育委員会 教育支援課教育支援主事

3. 令和4年度のいじめの状況について

「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

1 令和4年度いじめの状況について

(1) 認知件数の推移

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	(単位:件)
小学校	前年度増減	1,011	925	773	715	779	
	中学校	971	-86	-152	-58	64	
前年度増減		106	148	88	62	102	
前年度増減		95	42	-60	-26	40	
小・中合計		1,117	1,073	861	777	881	
前年度増減		1,066	-44	-212	-84	104	
1,000人 当たり	全国	66	76	67	80	89	
	全道	66	78	67	80	125	
	本市	323	304	260	247	266	
中学校	全国	30	33	25	30	34	
	全道	26	27	22	24	36	
	本市	61	87	54	38	64	

(3) いじめの態様 主な要因(9項目から複数回答の内容)

区分	順位	内容	構成比
小学校	①	冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことと言われ る	44.1%
	②	軽ぶつかられたり、遊ぶふりをし叩かれたり、蹴られ たりする	19.1%
	③	仲間はずれ、集団による無視をされる	14.8%
	④	ひどぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	10.6%
中学校	①	冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことと言われ る	46.6%
	②	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされ る	18.1%
	③	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させ られたりする	9.5%
	④	仲間はずれ、集団による無視をされる	8.6%

※ 要因の割合の高い順について5番目までを掲載しているため全体の合計は100%とまらない

(4) いじめ重大事態発生件数

区分	小学校		中学校		計	(単位:件)
	1号に規定する重大事態	2号に規定する重大事態	1号	2号		
法第28条第1項第1号に規定する重大事態	0	0	0	0	0	
法第28条第1項第2号に規定する重大事態	0	0	1	1	1	

(2) いじめの発見のきっかけ(12項目から1つの項目を選択した内容)

区分	順位	内容	件数 (件)	構成比 (%)
小学校	①	アンケート調査などの学校の取組により発見	731	93.8%
	②	本人からの訴え	27	3.5%
	③	学級担任が発見した	10	1.3%
	④	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	8	1.0%
	⑤	その他	3	0.4%
中学校	①	アンケート調査などの学校の取組により発見	93	91.2%
		本人からの訴え	3	2.9%
	②	学級担任が発見した	3	2.9%
		その他	3	2.9%

(5) 学年別件数

学年	小学校						中学校			合計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年		3年
164	164	153	127	98	73	779	62	25	15	102	881

● 担当課(教育支援課)の所見

- 本市の小・中学校におけるいじめの認知件数は、881件(前年度777件)であり、前年度より104件増加している。
- いじめの認知件数は、新型コロナウイルス感染症を予防しながらの生活となった令和2年度に大幅な減少となったが、令和4年度においては、部活動や学校行事等の様々な活動が徐々に再開され、接触機会が増えたことにより増加傾向にあると考えられる。
- いじめの認知件数が北海道及び全国よりも高い状況となっていることは、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的認知に対する理解が広がっていることと考えている。
- いじめの態様で、パソコンやスマホ等でひぼう・中傷や嫌なことをされる等のSNS上の見えづらいいじめが38名と増加傾向にあり、学校における情報モラル教育の徹底や事態が深刻化させないよう学校と連携を図っていく必要がある。
- 本市の認知したいじめの解消状況は、881件すべて解消している。今後とも早期に必要な指導や支援を行うことが必要と考えられる。

【参考】令和5年度いじめ認知状況全国全道比較

〇いじめ（1,000人当たりの認知数）

（件数）

	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	児童生徒数	いじめ認知件数	1000人当たり	児童生徒数	いじめ認知件数	1000人当たり	児童生徒数	いじめ認知件数	1000人当たり	
小学校	全国	6,262,256	500,562	79.9	6,196,688	551,944	89.1		0.0	
	全道	231,015	18,552	80.3	227,259	28,387	124.9		0.0	
	石狩市	2,895	715	247.0	2,929	779	266.0	2,884	816	282.9
中学校	全国	3,266,152	97,937	30.0	3,245,395	111,404	34.3		0.0	
	全道	119,857	2,906	24.2	118,095	4,256	36.0		0.0	
	石狩市	1,653	62	37.5	1,604	102	63.6	1,589	145	91.3
計	全国	9,528,408	598,499	62.8	9,442,083	663,348	70.3	0	0	0.0
	全道	350,872	21,458	61.2	345,354	32,643	94.5	0	0	0.0
	石狩市	4,548	777	170.8	4,533	881	194.4	4,473	961	214.8

（参考 令和5年11月末現在）

※全国・全道の数値については、年度途中のため未公表

表五系2-1（いじめの問題への対応状況の概況）		第3回（11月現在）		
市町村名または教育庁名	石狩市	石狩市		
※市町村教育委員会は、「市町村名」を記入 ※教育委員は、「教育委員会」を記入				
校種	小 学 生	小 学 生		
※小学校（義務教育学校前期課程を含む）は、「小学校」と記入 ※中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む）は、「中学校」と記入 ※高等学校（中等教育学校後期課程を含む）は、「高等学校」と記入 ※特別支援学校は、「特別支援学校」と記入				
いじめの認知件数（入力の必要なし）	816	816		
① いじめが解消した月日				
② 警察への相談・通報の有無	0	0		
③ 「学校いじめ対策組織」の開催回数	793	793		
④ 「いじめ対応プラン」の有無	816	816		
	解消している	400		
⑤ いじめの現在の状況	解消している	416		
	解消に向けて取組中	0		
	取組が完了していない	0		
	その他	0		
⑥ いじめの児童生徒の状況	人数	1人	666	
	複数	141		
	不明	9		
	中心となっている児童生徒	同学年	746	
	他学年	59		
⑦ いじめの発見のきっかけ	学校の教職員等が発見	学級担任が発見した	1	
	養護教諭が発見した	0		
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した	2		
	アンケート調査など学校の取組により発見した	741		
	本人からの訴え	本人からの訴え	64	
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	8		
	児童生徒（本人を除く）からの訴え	2		
	保護者（本人の保護者を除く）からの訴え	0		
	地域の住民からの訴え	0		
	学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの訴え	0		
その他（匿名による投書など）	0			
⑧ いじめられた児童生徒の相談の状況（複数選択可）	学級担任に相談した	816		
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等）	10		
	養護教諭に相談した	0		
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した	1		
	学校以外の関係機関に相談した（電話相談やメール等も含む）	1		
	保護者や家族等に相談した	68		
	友人に相談した	22		
⑨ いじめの態様（複数選択可）	冷やかしかつからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	467		
	仲間はずれ、集団による無視をされる	174		
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	214		
	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする	135		
	品物をたかられる	11		
	品物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	49		
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	50		
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる	10		
	その他	0		
	スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った	0		
⑩ いじめの児童生徒への特別な対応（複数選択可）	校長、教頭が指導した	0		
	別室で授業等を行った	0		
	年度途中で学級替えをした	0		
	退学・転学	懲戒処分としての退学	0	
	その他	0		
	停学（高等学校・特別支援学校高等部のみ）	0		
	出席停止（小学校・中学校）	0		
	自宅学習・自宅学習（高等学校・特別支援学校高等部のみ）	0		
	報告	0		
	保護者への報告	0		
⑪ いじめられた児童生徒に対する関係機関の措置別人数 ※人数を記入	警察の捕縛（家庭裁判所送致等されず、警察限りで処理されたもの）	0		
	家庭裁判所（不処分、審判不開始を含む）	0		
	少年刑務所	0		
	少年院	0		
	保護観察	0		
	児童自立支援施設	0		
⑫ いじめられた児童生徒への特別な対応（複数選択可）	スクールカウンセラー等の相談員が軽微的にカウンセリングを行った	0		
	別室の提供や臨時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した	0		
	緊急避難として欠席させた	0		
	学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した	0		
	年度途中で学級替えをした	0		
	当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した	0		
	児童相談所等の関係機関と連携して対応した（サポートチームなども含む）	0		
	いじめと認知した時点で、保護者に学校の指導や対応方法等を伝えた	94		
	認知したいじめの解決に向けて、家庭での指導や対応について依頼した	5		
	認知したいじめについて学校で指導した後、保護者に指導の内容を報告した	736		
⑬ 保護者等と連携した状況（複数選択可）	認知したいじめについて、保護者に連絡せず、学校だけで対応した	0		
	保護者等への対応に苦慮している事案	0		
	いじめが解消した後、同じ児童生徒から新たにいじめを受けた事案	0		
	東日本大震災又は原子力発電所事故により避難している児童生徒に関する事案	0		
	新型コロナウイルス感染症に関する事案	0		
	通常の学校生活を送れなくなっている事案	0		
	いじめの重大事態に該当する事案	0		
	その他	0		

表五系2-1（いじめの問題への対応状況の概況）		第3回（11月現在）		
市町村名または教育庁名	石狩市	石狩市		
※市町村教育委員会は、「市町村名」を記入 ※教育委員は、「教育委員会」を記入				
校種	中 学 生	中 学 生		
※小学校（義務教育学校前期課程を含む）は、「小学校」と記入 ※中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む）は、「中学校」と記入 ※高等学校（中等教育学校後期課程を含む）は、「高等学校」と記入 ※特別支援学校は、「特別支援学校」と記入				
いじめの認知件数（入力の必要なし）	145	145		
① いじめが解消した月日				
② 警察への相談・通報の有無	0	0		
③ 「学校いじめ対策組織」の開催回数	251	251		
④ 「いじめ対応プラン」の有無	145	145		
	解消している	80		
⑤ いじめの現在の状況	解消している	65		
	解消に向けて取組中	0		
	取組が完了していない	0		
	その他	0		
⑥ いじめの児童生徒の状況	人数	1人	87	
	複数	55		
	不明	3		
	中心となっている児童生徒	同学年	140	
	他学年	3		
⑦ いじめの発見のきっかけ	学校の教職員等が発見	学級担任が発見した	1	
	養護教諭が発見した	0		
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した	0		
	アンケート調査など学校の取組により発見した	136		
	本人からの訴え	本人からの訴え	0	
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	7		
	児童生徒（本人を除く）からの訴え	0		
	保護者（本人の保護者を除く）からの訴え	0		
	地域の住民からの訴え	0		
	学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの訴え	0		
その他（匿名による投書など）	0			
⑧ いじめられた児童生徒の相談の状況（複数選択可）	学級担任に相談した	145		
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等）	2		
	養護教諭に相談した	2		
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した	1		
	学校以外の関係機関に相談した（電話相談やメール等も含む）	1		
	保護者や家族等に相談した	8		
	友人に相談した	0		
⑨ いじめの態様（複数選択可）	冷やかしかつからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	104		
	仲間はずれ、集団による無視をされる	18		
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	18		
	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする	5		
	品物をたかられる	3		
	品物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	5		
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	5		
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる	11		
	その他	0		
	スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った	0		
⑩ いじめの児童生徒への特別な対応（複数選択可）	校長、教頭が指導した	0		
	別室で授業等を行った	0		
	年度途中で学級替えをした	0		
	退学・転学	懲戒処分としての退学	0	
	その他	0		
	停学（高等学校・特別支援学校高等部のみ）	0		
	出席停止（小学校・中学校）	0		
	自宅学習・自宅学習（高等学校・特別支援学校高等部のみ）	0		
	報告	0		
	保護者への報告	0		
⑪ いじめられた児童生徒に対する関係機関の措置別人数 ※人数を記入	警察の捕縛（家庭裁判所送致等されず、警察限りで処理されたもの）	0		
	家庭裁判所（不処分、審判不開始を含む）	0		
	少年刑務所	0		
	少年院	0		
	保護観察	0		
	児童自立支援施設	0		
⑫ いじめられた児童生徒への特別な対応（複数選択可）	スクールカウンセラー等の相談員が軽微的にカウンセリングを行った	0		
	別室の提供や臨時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した	0		
	緊急避難として欠席させた	0		
	学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した	0		
	年度途中で学級替えをした	0		
	当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した	0		
	児童相談所等の関係機関と連携して対応した（サポートチームなども含む）	0		
	いじめと認知した時点で、保護者に学校の指導や対応方法等を伝えた	74		
	認知したいじめの解決に向けて、家庭での指導や対応について依頼した	61		
	認知したいじめについて学校で指導した後、保護者に指導の内容を報告した	142		
⑬ 保護者等と連携した状況（複数選択可）	認知したいじめについて、保護者に連絡せず、学校だけで対応した	0		
	保護者等への対応に苦慮している事案	0		
	いじめが解消した後、同じ児童生徒から新たにいじめを受けた事案	0		
	東日本大震災又は原子力発電所事故により避難している児童生徒に関する事案	0		
	新型コロナウイルス感染症に関する事案	0		
	通常の学校生活を送れなくなっている事案	0		
	いじめの重大事態に該当する事案	0		
	その他	0		

4. 学校及び教育委員会におけるいじめ対応状況について

学校及び教育委員会におけるいじめ対応状況について

1 毎年通例的に行っていることについて

(1) アンケート調査

- ・児童生徒を対象に年間2回アンケート調査を実施し、いじめの実態を把握している。
- ・第1回（5月中旬から6月初旬） 第2回（10月から11月初旬）
- 参考 アンケート用紙 資料一①

(2) いじめの問題への対応状況調査

- ・アンケート調査などにより、各学校が認知したいじめの内容及び認知したいじめの問題への対応状況について把握するための調査
- ・年間3回実施 第1回は6月末日、第2回は9月末日、第3回は11月末日の状況を報告
- 参考 調査票 資料一②

(3) いじめの問題への取組状況の調査

- ・いじめの問題の未然防止、早期発見・早期対応のための各学校の取組状況について、年間2回把握するための調査を実施している。
- ・第1回は5月末日、第2回は11月末日の状況報告
- 参考 調査票 資料一③

2 いじめ対応として随時行っていることについて

学校又は教育委員会におけるいじめ重大事態事案に関する調査

3 いじめ対応に関する通知について

道教委通知文書 資料一④

4 児童生徒に対する相談窓口周知について

道教委通知文書 資料一⑤

5 いじめ対応ガイドブック・支援ツールについて

いじめの対応については、道教委が作成したいじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」により校内における研修資料として活用することとされているほか、いじめの対応においても活用することとされている。

1-(1) 資料-① いじめアンケート用紙

調査票 1-1

中学生・高校生用

() 年 () 組

1 あなたは、今年の4月から今日まで、2のア～クのようなことをされて、嫌な思いをしたことがありますか。

ア ある

イ ない

2 1で「ア ある」と答えた人に聞きます。
どんなことをされましたか。ア～クの中から全部選び、○を付けてください。また、クを選んだ人は()にどんなことをされたか、具体的に書いてください。

ア 冷やかしゃからかい、悪口をいわれる

イ 仲間はずれや無視をされる

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする

エ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする

オ お金や持ち物をかくされたり、いたずらされたりする

カ 恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする

キ メールや無料通話アプリ(SNS等)で悪口を書かれたり、仲間はずれにされたりする

ク その他()

3 1で「ア ある」と答えた人に聞きます。
あなたは、2のことで、今も嫌な思いをしていますか。

ア している

イ していない

4 あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。ア～ケの中から全部選び、○を付けてください。また、ケを選んだ人は()に相談する人を具体的に書いてください。

ア 学校の先生

イ スクールカウンセラー

ウ 友人

エ 父や母

オ 兄弟姉妹

カ 電話相談

キ メールやSNSの相談窓口

ク だれにも相談しない

ケ その他()

5 あなたは、今年の4月から今日まで、友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたことがありますか。

ア ある

イ ない

6 学校から「子ども相談支援センター電話相談紹介カード」が配られていますが、そのカードを知っていますか。

ア 知っている

イ 知らない

7 あなたは、2に書かれていることを含め、苦しんだり、悩んだりして心が傷つく「いじめ」はどんな理由があっても許されないことだと思いますか。

ア そう思う

イ そう思わない

ウ よくわからない

自由記載欄 他に何か相談したいことがあれば、自由に書いてください。

※SNS上でのトラブルや家庭の悩みなど

1-(2) 資料-② いじめアンケート集計

表5-2-1 (いじめの問題への対応状況の調査) 第0回 (0月現在)		石狩市
市町村名または教育委員会 ※市町村教育委員会は、「市町村名」を記入 ※教育委員会は、「教育委員会」を記入		石狩市
校種 ※小学校(義務教育学校前期課程を含む)は、「小学校」と記入 ※中学校(義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む)は、「中学校」と記入 ※高等学校(中等教育学校後期課程を含む)は、「高等学校」と記入 ※特別支援学校は、「特別支援学校」と記入		小学生
いじめの認知件数(入力の必要なし)		
① いじめが解消した月日		
② 警察への相談・通報の有無		
③ 「学校いじめ対策組織」の開設回数		
④ 「いじめ対応プラン」の有無		
⑤ いじめの現在の状況	解消している	
	解消に向けて取組中	ア いじめの行方はいまのところ、その状態が相対的に改善されている イ いじめの行方はいまのところ、その状態が相対的に悪化している ウ いじめの行方はいまのところ、その状態が相対的に悪化しているが、悪化ペースがゆるやかな状態にある エ いじめの行方はいまのところ、その状態が相対的に悪化している
⑥ いじめの児童生徒の状況	人数	1人 複数 不明
	中心となっている児童生徒	同学年 他学年 他校 不明
⑦ いじめの発見のきっかけ	学校の教職員等が発見	学級担任が発見した 養護教諭が発見した スクールカウンセラー等の相談員が発見した アンケート調査など学校の取組により発見した
	学校の教職員以外からの情報により発見	本人からの訴え 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え 児童生徒(本人を除く)からの情報 保護者(本人の保護者を除く)からの情報 地域の住民からの情報 学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報 その他(匿名による投書など)
⑧ いじめられた児童生徒の相談状況(複数選択可)	相談した相手	学級担任に相談した 学級担任以外の教職員に相談した(養護教諭、スクールカウンセラー等) 養護教諭に相談した スクールカウンセラー等の相談員に相談した 学校以外の関係機関に相談した(電話相談やメール等も含む) 保護者や家族等に相談した 友人に相談した その他の人(地域の人など)に相談した 誰にも相談していない
	いじめの態様(複数選択可)	冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 仲間はずれ、集団による無視をされる 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする 品物をたかれる 品物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる その他
⑨ いじめの児童生徒への特別な対応(複数選択可)	対応内容	スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った 校長、教員が指導した 別室で授業等を行った 年度途中に学級替えをした 退学・転学 懲戒処分としての退学 その他 停学(高等学校・特別支援学校高等部のみ) 出席停止(小学校・中学校) 自宅学習・自宅登校(高等学校・特別支援学校高等部のみ) 訓告 保護者への報告
	関係機関等との連携	警察等の刑事司法機関等との連携 児童相談所等の福祉機関等との連携 病院等の医療機関等との連携 その他の専門的な関係機関との連携 地域の団体や団体等との連携
⑩ いじめられた児童生徒への特別な対応(複数選択可)	対応内容	警察の指導(家庭裁判所送致等されず、警察限りで処理されたもの) 家庭裁判所(不処分、審判不開始を含む) 少年刑務所 少年院 保護観察 児童自立支援施設 児童相談所
	関係機関等との連携	警察等の刑事司法機関等との連携 児童相談所等の福祉機関等との連携 病院等の医療機関等との連携 その他の専門的な関係機関との連携 地域の団体や団体等との連携
⑪ 保護者等と連携した状況(複数選択可)	連携内容	いじめと認知した時点で、保護者に学校の指導や対応方法を伝えた 認知したいじめの解決に向けて、家庭での指導や対応について依頼した 認知したいじめについて学校で指導した後、保護者に指導の内容を報告した 認知したいじめについて、保護者に連絡せず、学校だけで対応した
	その他(複数選択可)	保護者等への対応に苦慮している事案 いじめが解消した後、同じ児童生徒から新たにいじめを受けた事案 東日本大震災又は原子力発電所事故により避難している児童生徒に関する事案 新型コロナウイルス感染症に関する事案 通常の学校生活を送れなくなっている事案 いじめの重大事態に該当する事案 その他

表5-2-1 (いじめの問題への対応状況の調査) 第0回 (0月現在)		石狩市
市町村名または教育委員会 ※市町村教育委員会は、「市町村名」を記入 ※教育委員会は、「教育委員会」を記入		石狩市
校種 ※小学校(義務教育学校前期課程を含む)は、「小学校」と記入 ※中学校(義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む)は、「中学校」と記入 ※高等学校(中等教育学校後期課程を含む)は、「高等学校」と記入 ※特別支援学校は、「特別支援学校」と記入		中学生
いじめの認知件数(入力の必要なし)		
① いじめが解消した月日		
② 警察への相談・通報の有無		
③ 「学校いじめ対策組織」の開設回数		
④ 「いじめ対応プラン」の有無		
⑤ いじめの現在の状況	解消している	
	解消に向けて取組中	ア いじめの行方はいまのところ、その状態が相対的に改善されている イ いじめの行方はいまのところ、その状態が相対的に悪化している ウ いじめの行方はいまのところ、その状態が相対的に悪化しているが、悪化ペースがゆるやかな状態にある エ いじめの行方はいまのところ、その状態が相対的に悪化している
⑥ いじめの児童生徒の状況	人数	1人 複数 不明
	中心となっている児童生徒	同学年 他学年 他校 不明
⑦ いじめの発見のきっかけ	学校の教職員等が発見	学級担任が発見した 養護教諭が発見した スクールカウンセラー等の相談員が発見した アンケート調査など学校の取組により発見した
	学校の教職員以外からの情報により発見	本人からの訴え 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え 児童生徒(本人を除く)からの情報 保護者(本人の保護者を除く)からの情報 地域の住民からの情報 学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報 その他(匿名による投書など)
⑧ いじめられた児童生徒の相談状況(複数選択可)	相談した相手	学級担任に相談した 学級担任以外の教職員に相談した(養護教諭、スクールカウンセラー等) 養護教諭に相談した スクールカウンセラー等の相談員に相談した 学校以外の関係機関に相談した(電話相談やメール等も含む) 保護者や家族等に相談した 友人に相談した その他の人(地域の人など)に相談した 誰にも相談していない
	いじめの態様(複数選択可)	冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 仲間はずれ、集団による無視をされる 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする 品物をたかれる 品物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる その他
⑨ いじめの児童生徒への特別な対応(複数選択可)	対応内容	スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った 校長、教員が指導した 別室で授業等を行った 年度途中に学級替えをした 退学・転学 懲戒処分としての退学 その他 停学(高等学校・特別支援学校高等部のみ) 出席停止(小学校・中学校) 自宅学習・自宅登校(高等学校・特別支援学校高等部のみ) 訓告 保護者への報告
	関係機関等との連携	警察等の刑事司法機関等との連携 児童相談所等の福祉機関等との連携 病院等の医療機関等との連携 その他の専門的な関係機関との連携 地域の団体や団体等との連携
⑩ いじめられた児童生徒への特別な対応(複数選択可)	対応内容	警察の指導(家庭裁判所送致等されず、警察限りで処理されたもの) 家庭裁判所(不処分、審判不開始を含む) 少年刑務所 少年院 保護観察 児童自立支援施設 児童相談所
	関係機関等との連携	警察等の刑事司法機関等との連携 児童相談所等の福祉機関等との連携 病院等の医療機関等との連携 その他の専門的な関係機関との連携 地域の団体や団体等との連携
⑪ 保護者等と連携した状況(複数選択可)	連携内容	いじめと認知した時点で、保護者に学校の指導や対応方法を伝えた 認知したいじめの解決に向けて、家庭での指導や対応について依頼した 認知したいじめについて学校で指導した後、保護者に指導の内容を報告した 認知したいじめについて、保護者に連絡せず、学校だけで対応した
	その他(複数選択可)	保護者等への対応に苦慮している事案 いじめが解消した後、同じ児童生徒から新たにいじめを受けた事案 東日本大震災又は原子力発電所事故により避難している児童生徒に関する事案 新型コロナウイルス感染症に関する事案 通常の学校生活を送れなくなっている事案 いじめの重大事態に該当する事案 その他

1 - (3) 資料-③ いじめ問題への取組状況調査票

調査票3-1 学校用調査票(〇月末現在)

令和5年度 いじめの問題の取組について(11月末現在・修正版)

教育委員会名	学校名
--------	-----

該当する欄に「1」を入力してください。「その他」については、下段の「その他の具体的な内容」に記入してください。

※ 小・中併置校については、小・中それぞれで回答してください。

※ 全定併置校や通信制併置校等については、全日制、定時制、通信制それぞれで回答してください。

(1) 令和5年度における「学校いじめ防止基本方針」の家庭への公表の実施状況	ア 実施済み	イ 今後、実施予定				
(2) 上記(1)の公表の方法(複数回答可) ※今後の予定も含め回答	ア PTA総会、学校経営委員会等	イ 参観日、学級(学年)懇談会等	ウ 学校便り等	エ 学校ホームページ等	オ 地域住民を対象とした懇談会等	カ その他
-その他の具体的な内容						
(3) 令和5年度における「学校いじめ防止基本方針」の児童生徒への説明の実施状況	ア 実施済み	イ 今後、実施予定				
(4) 上記(3)の説明の方法(複数回答可) ※今後の予定も含め回答	ア 入学式・始業式、年度当初の全校集会等	イ 各学期での全校集会等	ウ 各学級での特別活動等(学級活動・HR活動)			
(5) 令和5年度における「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しの実施状況	ア 実施済み	イ 今後、実施予定	ウ 実施する予定はない			
(6) 令和5年度における「学校いじめ対策組織」の構成員	ア 校長	イ 教頭	ウ 生徒指導主事	エ 学年主任	オ 養護教諭	カ スクールカウンセラー
	キ スクールソーシャルワーカー	ク 児童指導員又は児童福祉司	ケ 保護者	コ 弁護士	サ 医師	シ 警察経理者
	ス その他(校内)	セ 学校評議員又は学校運営協議会委員	ソ その他(校外)			
-その他の具体的な内容						
(7) 令和5年度における「学校いじめ対策組織」が相談・通報を受け付ける窓口であることの学校ホームページ及び学校便り等による周知	ア 周知済み	イ 今後、周知予定(昨年度は周知済み)	ウ 今後、周知予定(昨年度は周知していない)			
(8) 令和5年度における学校と警察等の連携についての保護者への周知(※令和5年3月10日付け教生字第1277号通知の保護者向け資料を参照)	ア 周知済み	イ 今後、周知予定(昨年度は周知済み)	ウ 今後、周知予定(昨年度は周知していない)			
(9) 令和5年度、学校でのいじめの状況等を、児童生徒や保護者に情報提供する内容(複数回答可)※予定も含め回答	ア いじめの認知件数	イ いじめの態様	ウ いじめの解消率	エ その他		
-その他の具体的な内容						
(10) 令和5年度、いじめへの対応等の学校評価への位置付け、評価結果の公表	ア 位置付けており、評価結果を公表する	イ 位置付けと公表を検討している	ウ 位置付けない			
(11) (令和4年度、認知件数が0件の学校が回答)本校のいじめ認知件数は、0件であることについて児童生徒や保護者への公表・検証	ア 公表し、検証を受けた	イ 令和4年度は公表していないが、今後は公表する	ウ 令和4年度は公表していない、今後も公表しない			
(12) 令和4年度から令和5年度への連続し、校内における学級担任等での、いじめ事業やその対応に関する引継の状況	ア 引継済み	イ 引継をしていない ※理由を右欄に記載	ウ 引継をしていない理由			
(13) 令和4年度から令和5年度への進学・転学に際し、関係学校に対するいじめ事業やその対応に関する引継の状況	ア 引継済み	イ 引継をしていない ※理由を右欄に記載	ウ 引継をしていない理由			
(14) 令和5年度における学校いじめ防止プログラム(年間計画)の策定状況	ア 令和4年度の計画を改善し、策定済み	イ 令和4年度の計画を改善し、策定する予定	ウ 策定する予定はない ※理由を右欄に記載	エ 策定しない理由		
(15) 令和5年度における「コンパス」を参考にした全教職員によるいじめ対応に関する研修の実施状況	ア 複数回、実施した	イ 1回実施した	ウ 実施していないが、今年度中に複数回実施予定	エ 実施していないが、今年度中に実施予定		
(16) 令和5年度における児童生徒の人間関係やコミュニケーション能力、学校生活の満足感などを把握する調査内容(複数回答可) ※今後の予定も含め回答	ア 子ども理解支援ツール「ほっと」	イ 学校環境適応感尺度「アセス」	ウ 楽しい学校生活を送るためのアンケート「Q-U」	エ アセスメントツール「心と身体のチェック」	オ その他	カ 実施していない
-その他の具体的な方法						
(17) 上記(16)における実施回数の合計	ア 1回	イ 2回	ウ 3回	エ 4回	オ 5回	カ 6回以上
(18) 上記(16)の令和4年度に実施した調査内容(複数回答可)	ア 子ども理解支援ツール「ほっと」	イ 学校環境適応感尺度「アセス」	ウ 楽しい学校生活を送るためのアンケート「Q-U」	エ アセスメントツール「心と身体のチェック」	オ その他	カ 実施していない
-その他の具体的な方法						
(19) 上記(18)における実施回数の合計	ア 1回	イ 2回	ウ 3回	エ 4回	オ 5回	カ 6回以上
(20) 令和5年度におけるいじめ防止や解決に向け、スクールカウンセラーや弁護士等の専門家と連携した研修等の実施状況	ア 複数回実施した	イ 1回実施した	ウ 実施していないが、今年度中に複数回実施予定	エ 実施していないが、今年度中に実施予定		
(21) 令和5年度における望ましい人間関係の構築に向けたソーシャルスキルトレーニングの実施状況	ア 複数回実施した	イ 1回実施した	ウ 実施していないが、今年度中に複数回実施予定	エ 実施していないが、今年度中に実施予定		
(22) 令和5年度における人権教育の推進に向け、関係機関や専門家と連携した教育活動の実施状況	ア 複数回実施した	イ 1回実施した	ウ 実施していないが、今年度中に複数回実施予定	エ 実施していないが、今年度中に実施予定		
(23) 令和5年度における「SOSの出し方に関する教育」の学校の取組状況	ア 全ての学年を対象に実施した	イ 一部の学年を対象に実施した	ウ 実施していない			
(24) 令和5年度におけるWeb等(ICT)を活用したいじめの把握のためのアンケートの実施	ア 実施した	イ 今後の実施を検討中	ウ 実施する予定はない			

3 資料一④

3 いじめ対応に関する通知について

冬季休業に向けての児童生徒の指導等について
(北海道通知)

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局長 川 端 香代子

冬季休業に向けての児童生徒の指導等について(通知)

冬季休業は、児童生徒が学校を離れて、家庭や地域の中で、北国の冬に親しみながら心身を鍛えたり、新たな決意をもって一年の計画を立てたりするなど、自主的・自律的に生きる力を身に付けるよい機会であるとともに、自然体験活動やボランティア活動等を通して、思いやりの大切さや生命の尊さを実感するなど、豊かな人間性を培う上でも有意義な機会です。

一方、児童生徒の生活が不規則になることや、問題行動等、不慮の事故が発生しやすいことなどが懸念されます。

つきましては、各学校において、家庭や地域の関係機関・団体等との緊密な連携の下、次の事項に留意し、児童生徒の命と心を守る取組に万全を期すようお願いします。

また、別記の事項について、学校種や児童生徒の発達の段階に応じて、適切に指導するようお願いいたします。

記

1 相談窓口の周知

児童生徒の不安や悩みなどを受け止め、早期に対応できるよう、長期休業前に、改めて「子ども相談支援センター」等の各種相談窓口(別添1)や1人1台端末を活用した「おなやみポスト」の活用について周知すること。

2 自殺予防の取組

長期休業明けにかけて、18歳以下の自殺が増加する傾向にあることから、「SOSの出し方に関する教育」(別添2)に取り組み、自ら相談し助けを求めることや、ストレス等への対処について指導すること。また、長期休業前から長期休業明けまでの間、家庭、地域、関係機関等と連携を強め、自殺予防の取組を積極的に推進すること。

3 児童虐待の防止対策、早期発見・早期対応

児童生徒の安全確保を最優先に、児童虐待の早期発見・早期対応、児童生徒の保護等の適切な対応を行うこと。

生徒指導・学校安全課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
健康・体育課

別記

1 問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応及び安全確保の徹底について

(1) 自殺予防

- ・長期休業の前後に「アセスメントツール『心と身体のチェック』（令和4年12月12日付け事務連絡）」を活用し、不安や悩みを抱えている児童生徒の早期発見・早期対応に努めること。
- ・自殺企図の兆候がみられた場合は、教職員で抱え込まず、保護者のもとより、スクールカウンセラー等の専門家や医療機関等と連携し、組織的に対応すること。
- ・自他の命の尊さについて指導するとともに、教育相談の実施、保護者の見守り、相談窓口の周知等の自殺予防に係る取組を実施すること。
- ・自殺予防教育の充実に向けては、令和5年10月17日付け教生学第859号通知「児童生徒の自殺予防に係る取組について」のとおり、1人1台端末等を活用した児童生徒のSOSの早期発見に向けた取組を必ず実施すること。また、道教委「自殺予防教育ポータルサイト」（令和5年9月20日付け教生学第737号通知）の各種資料を活用すること。

(2) インターネット上のトラブルの未然防止

- ・1人1台端末の持ち帰りを安全・安心に行うため、児童生徒への事前指導や端末を持ち帰る際のルール設定、保護者への丁寧な説明等に取り組むこと。
- ・スマートフォン等やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくりについて、児童生徒と保護者が話し合うことを働きかけること。
- ・SNS利用に起因する児童生徒の犯罪被害や犯罪行為の防止に向け、情報モラル教育の取組等を通じて適切に指導すること。
- ・児童生徒が、生命（いのち）を大切に、性被害・性暴力の被害者にも加害者にもならないためにも、文部科学省の指導の手引及び教材を活用し、「生命（いのち）の安全教育」を推進すること。

(3) いじめの未然防止、早期発見・早期対応

- ・いじめや誹謗中傷等を受けたり、発見したりした場合に、周囲に援助を求めることについて指導すること。また、児童生徒及び保護者に対し、いじめに関する相談や通報を受け付ける学校の窓口を周知すること。
- ・2学期に実施したアンケート調査や個人面談の結果について、管理職を含めた「学校いじめ対策組織」において分析・検証を行うこと。その際、「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」を活用すること。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめ（暴行、脅迫、強要、恐喝等）を把握した際は、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め、連携して対応すること。

(4) 不登校への対応

- ・「児童生徒理解・支援シート」等を活用し、児童生徒の状況等と支援の方向性について、学校と家庭、関係機関等において情報共有すること。
- ・児童生徒や保護者への早期支援のため、道教委「不登校支援ポータルサイト」（令和5年5月31日付け教生学第217号通知）や相談窓口を周知すること。
- ・様々な理由で登校できない児童生徒に対して、スクールカウンセラーによるオンライン等を利用した教育相談を行うなど、一人一人に応じた支援を行うとともに、別添1「主な相談窓口（北海道）」をもとに、相談窓口の活用について周知すること。

(5) 部活動等における事故の防止

- ・長期休業中の部活動等は、児童生徒の体調やバランスのとれた生活などに十分配慮し、適切な

休養日及び活動時間を設定するとともに、特に運動部活動においては、その種目の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定すること。また、使用する器具については、必ず安全点検を行うこと。なお、バッティングケージ等の重量のある器具を移動する際は、必ず顧問等の下で行うこと。

(6) 犯罪（触法）行為、不良行為等の防止

- 盗撮、わいせつ、窃盗、暴力行為、性的画像の要求や拡散、夜遊び、飲酒、喫煙等の、犯罪（触法）行為や不良行為等の防止に向け、倫理観や規範意識等を育成すること。また、当該事案を把握した場合は、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め、連携して対応すること。

(7) 特殊詐欺等の犯罪（触法）行為の防止

- SNS利用を通じて特殊詐欺等のいわゆる「闇バイト」情報に触れ、児童生徒が、事の重大性を認識することなく、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまうことがないように、令和5年8月22日付け教生学第571号通知「少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について」の非行防止・啓発資料を活用するなどして指導すること。なお、各高等学校においては、令和5年10月18日付け教生学第862号にて通知した「闇バイト防止のための校内放送教材（音声）」を昼休みなどの時間を活用して繰り返し放送するなどして、生徒自らリスクマネジメントできる資質能力の育成を図ること。

(8) 薬物乱用の防止

- 児童生徒に薬物の有害性や危険性に関する正しい知識を身に付けさせ、「薬物には絶対に手を出さない」ことを指導すること。なお、その際、「薬物乱用防止教育の充実について」（令和5年9月14日付け教健体第595号通知）を参照すること。

(9) 警察、児童相談所などの関係機関との連携

- 学校だけでは対応することができない問題行動等については、家庭や地域、児童相談所、警察、PTAなどの関係機関・団体等と連携を強め、適切に対応すること。
- 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に努め、児童虐待の疑いがある場合には、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂）に基づき、児童相談所等に速やかに通告すること。
- 宗教に関する相談において児童虐待に該当すると思われる事案を把握した場合には、児童相談所等の関係機関に通告することが求められることから、Q & Aに基づき適切に対応し、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努めること。

(10) 様々な悩みに係る相談窓口の周知

- 学校に登校しない期間においても、いじめ、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、ヤングケアラーに関する事など、児童生徒の様々な悩みを受け止め、早期に対応できるよう、各種相談窓口の周知を徹底すること。

(11) 交通事故の防止

- 「学校安全読本」（平成22年 北海道教育委員会）等を活用し、積雪の状況や地域の実情に即した交通法規の遵守や道路の安全な歩行について指導すること。

(12) 冬季の屋外レジャー等による事故の防止

- スキー、スケートや雪遊び、そり遊び等を行う場合には、危険な滑走をしないことや立ち入り禁止場所で遊ばないことなど、施設の利用や気象条件等に十分留意することなどについて指導すること。
- 道路の周辺や屋根の下、氷の張った湖沼や河川など、危険が予測される場所に決して近づかないことについて指導すること。

2 学校における教育相談

- ・児童生徒の心のケアが必要な事案が発生した場合は、学校内の関係者が情報共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに「チーム学校」として、教育相談を実施すること。また、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し必要な支援を行うこと。
- ・相談内容が宗教に関する場合、そのことのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努めること。

3 保護者、地域社会等との連携による青少年健全育成活動の推進について

北海道暴力追放センターによる「冬の暴力追放運動」（令和5年12月15日～令和6年1月14日）については、家庭、地域社会等との連携を図り、これらの活動が効果的に進められるよう配慮すること。

〔参考通知〕

- 次のURLからダウンロードできます。
「長期休業に向けての児童生徒の指導等について」
<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/choukitsuuchi.htm>



〔相談窓口〕

- 子ども相談支援センター
<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijimedenwasoudan.htm>
 - ・電話相談 0120-3882-56
 - ・メール相談 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp



- ほっかいどうこどもライン相談
<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/snssoudan.htm>



主な相談窓口（北海道）① 小学生・小学部生用（令和5年12月）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター (24時間子供SOSダイヤル) (メール相談)	北海道教育委員会 (文部科学省)	0120-3882-56 (0120-0-78310) sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、家庭の事情で自分の時間がない、ヤングケアラーに関することなど、様々な悩みを相談できます。
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	189 (いちはやく)	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 (厚生労働省)		平日9:00～17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかいどう	認定NPO法人 チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

主な相談窓口（北海道）② 小学生・小学部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康LINE 相談	北海道保健福祉部		平日、土曜日 18:00～22:00 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891 sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp	平日10:00～20:00 (祝祭日、12/29～1/3 除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
北海道ヤングケアラー相談 サポートセンター	北海道保健福祉部	0120-516-086 (電話) hokkaido.young.carer2022@gmail.com 080-9612-1247 (SMS専用) facebook.com/ebetsu.careis (Facebook) @youngcarer2022 (X 旧:Twitter)		ヤングケアラーに関する相談ができます。 開設時間 平日 8:45～17:30

主な相談窓口（北海道）① 中学生・中学部生・高校生・高等部生用（令和5年12月）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター (24時間子供SOSダイヤル) (メール相談)	北海道教育委員会 (文部科学省)	0120-3882-56 (0120-0-78310)	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関することなど、様々な悩みを相談できます。
ほっかいどうこどもライン 相談	北海道教育委員会	 LINE	令和5年5月1日 令和6年3月25日 までの月曜のみ 17:00～22:00	いじめ、不登校、性暴力の被害など、様々な悩みを相談できます。 対象：中学生、高校生 左記以外の相談期間 5/1～5/14毎日17:00～22:00 8/7～9/18毎日17:00～22:00 1/8～1/31毎日17:00～22:00
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	189 (いちはやく)	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを見童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	 LINE	平日9:00～17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかい どう	認定NPO法人 チャイルドライン支 援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

主な相談窓口（北海道）② 中学生・中学部生・高校生・高等部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康LINE 相談	北海道保健福祉部		平日、土曜日 18:00～22:00 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891	平日10:00～20:00 (祝祭日、12/29～1/3 除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
北海道ヤングケアラー相談 サポートセンター	北海道保健福祉部	sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp 0120-516-086 (電話) hokkaido.young.carer2022@gmail.com 080-9612-1247 (SMS専用) facebook.com/ebetsu.carers (Facebook) @youngcarer2022 (X) @Twitter	開設時間 平日 8:45～17:30	ヤングケアラーに関する相談ができます。

SOS の出し方に関する教育 を始めましょう!

Q. 「SOSの出し方に関する教育」とは、どのようなものですか？

A. 子どもが不安や悩みを抱え、命の危機に直面したとき、誰に、どのように助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶことが「SOSの出し方に関する教育」の目的です。子どもが「困ったら相談してもいいんだ!」「相談されたら聞いてあげる!」ことを理解し行動できる態度を身に付けることを目指しています。

困ったら相談していいんだ!

- ・助けを求める実践的な方法を学びます。
- ・具体的な相談窓口を理解します。

相談されたら聞いてあげる!

- ・友人の感情を受け止め、理解しようとする方法を学び、行動します。

Q. 「SOSの出し方に関する教育」が、なぜ、必要なのですか？

A. 子どもは、ストレスを感じる困難な場面に直面しても、自ら助けを求めることができず、命を絶つことで解決しようとする場合があります。子どもには、助けを求める具体的な方法を教えることが大切です。



【参考】「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」(H30.3月 道教委)

「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」では、こうした態度を「援助希求的態度」として育成を目指しています。

【補足】全国的には自殺した児童生徒数は、高止まりしており、憂慮すべき状況です。国の「自殺対策総合大綱」には「SOSの出し方に関する教育の推進」が示されています。

Q. 「SOSの出し方に関する教育」を実践する授業時数がありません。どのように対応するとよいですか？

A. 現在の学級活動・HR活動の年間指導計画で対応できます。現在の「よりよい人間関係の形成」「不安や悩みの解決」の指導時間で実施することができます。

また、短学活などで「悩んだときは、誰かに助けを求めること」などについて、教師が子どもたちに折に触れて話しかけることも大切です。

特別活動（学級活動・HR活動）で実施する場合

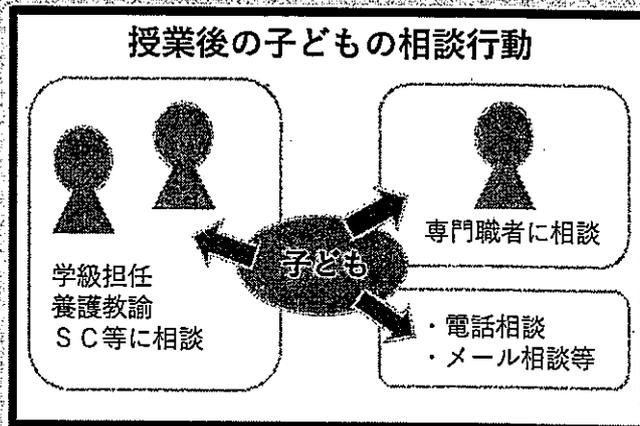
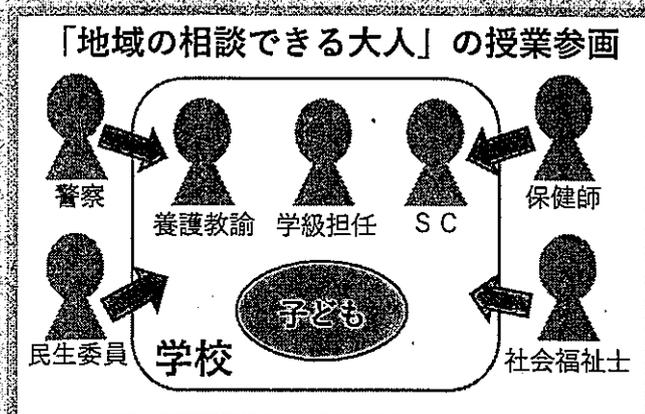
校種	小学校	中学校	高等学校
学習内容例	学級活動2(2)イ よりよい人間関係の形成	学級活動2(2)ア 自他の個性の理解と尊重、 よりよい人間関係の形成 学級活動2(2)ウ 思春期の不安や悩みの解決、 性的な発達への対応	HR活動(2)ア 自他の個性の理解と尊重、 よりよい人間関係の形成 HR活動(2)エ 青年期の悩みや課題とその 解決

Q. 「SOSの出し方に関する教育」は、子どもの様子を知っている学級担任が実践するとよいですか？

A. 子どもの身近な存在である学級担任が、養護教諭やスクールカウンセラーと連携することが効果的です。また、子どもにとって「地域の相談できる大人」として、保健師、社会福祉士、民生委員等と連携した取組も効果的です。

- 子どもに、「地域には相談できる大人がいる」ことを伝えます。
- 学校は、地域の相談できる大人（保健師、社会福祉士、民生委員）と協力・連携することで、子どもだけではなく、保護者へ支援が可能になります。

「地域の相談できる大人」と学校の連携



Q. 「SOSの出し方に関する教育」の授業は、具体的にどのように指導するとよいですか？

A. 学級活動の指導例 (参考：児童生徒の自殺を予防するためのプログラム)

- (1) 本時の目標
相談をする際の期待感と抵抗感を理解し、相談しやすい方法について考える。
- (2) 本時の評価
～略～

※児童生徒の自殺を予防するためのプログラム 詳しくはこちら！→



過程	主な学習活動	○教師の主な働きかけ
導入	1 「相談しようか迷ったとき」の経験について、グループで話し合い、ワークシートに記入する。 2 本時の学習課題を確認する。	○ それぞれの経験をもとに、本時の課題を示し、学習の見通しをもたせる。 ○ SC、民生委を紹介し一緒に考える機会であること理解させる。
【課題】 自分が悩んだ時に、誰に、どのように相談したらよいだろうか。		
展開	3 相談できるときと、相談を迷うときはどのような場合なのか考える。  4 ロールプレイを通して考える。 【活動の手順】 ①個人で、期待感、抵抗感などの観点から考えや行動について分類し、ワークシートに記入する。 ②記入した内容についてグループで話し合う ・よいこと（期待感） 「話を聞いてくれるだけでいい」 「一緒に解決方法を考えてくれそうだ。」 ・心配なこと（抵抗感） 「相談されたら友達が嫌な思いをする」 「こんなことで悩んでいるのが恥ずかしい」 ③相談の期待感、抵抗感を踏まえ、ワークシートの内容について交流する。(約10分) ④身近な大人への相談について考える。	○ 相談する際の気持ちには期待感と抵抗感があることについて伝える。 【発問】 みんなは、どのような時に、相談しようかと決心し（期待感）、相談することを迷う（抵抗感）のだろうか。 ○ 活動の手順と留意点を説明する。 ・ワークシートや事例は、「児童生徒の自殺を予防するためのプログラムA②」を参照 ○ 友達との関係に悩んだ、勉強がわからないなど、困った時に助け合える人間関係に気付かせる。 ○ グループでの話し合いの際は、 ・友達の考えは、受け止める、批判しない ・相手の方を見て相手の意見を聴く。 ことを指導する。 ※授業で発言がない子どもの様子に留意する。 ※「分からない」「思いつかない」という子どもの声を否定しない。 ○ 具体的な相談方法のほか、相談しない場合に、代わりにすることについても気づかせる。 ○ SC、民生委員が交流内容をもとに、相談することの大切さについて話しをする。
終末	5 本時の活動を振り返る。 振り返りシートに記入し、ペアやグループで交流する。	○ 本時を振り返り、これからの行動について考えさせる。
【まとめ】 悩んだら「友達や親、先生、身近な大人に相談してもいいんだ!」「相談されたら聞いてあげる!」ことを、みんなで理解し行動を始めよう。		
備考	○保健師、社会福祉士、民生委員等、授業づくりに参加した専門職を相談できる大人として紹介する。 ○児童生徒の悩みや相談を広く受け止める相談窓口を周知する。 子ども相談支援センター 0120-3882-56 24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310 北海道いのちの電話 011-231-4343	

相談窓口一覧 

北海道保健福祉部
webページ

Q. 子どもから「死にたい」と訴えられたら、どのように対応するとよいでしょうか？

A. 子どもから「死にたい」と訴えられた場合、教師自身が不安になり、その気持ちを否定したくなる場合があります。このような場合、教師はTALKの原則で子どもの心に寄り添うことが大切です。次に、教師一人で抱え込まず、チームによる対応を進めましょう。

【TALKの原則】

- Tell : 言葉に出して教師が心配していることを伝える。
Ask : 「死にたい」という気持ちについて率直に尋ねる。
Listen : 子どもの気持ちを傾聴する。
Keep safe : 子どもを一人にせず、安全を確保し寄り添う。

安易な励まし、叱責は避けます！

- ・「大丈夫、がんばれば元気になる」▶ 安易な励まし
- ・「死ぬなんてばかなことを考えるな」▶ 叱責



「先生ならきっと助けてくれる！」
信頼関係を築くことが大切です。

Q. 子どもの中には、言葉で「SOS」を出せない子どもいます。このような子どもには、どう対応するとよいですか？

A. 言葉以外でも、SOSのサインが出ています。教師は、子どもの変化を見逃さないという意識で、日常の児童生徒観察を大切にしましょう。SOSのサインがみられたら、教師一人で抱え込まず、チームによる対応を進めましょう。

自殺直前のSOSがでるときの子どもの様子 (例)

- 関心のあったことに興味を失う。
- 集中できなくなり、いつもならできる課題が達成できない。
- 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- 投げやりな態度が目立つ。
- 成績が急に落ちる。
- 身だしなみを気にしなくなる。
- 不眠、食欲不振、体重減少などの身体の不調がみられる。
- 自分より年下の子どもを攻撃したり、動物を虐待したりする。
- 登校を渋っている。
- 友人との交際を避け、引きこもりがちになる。
- 自殺に関するネット情報を集めたり、自殺についての絵を描いたりする。

(引用：「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(H21.3月 文部科学省)をもとに作成)

4 資料一⑤

4 児童生徒に対する相談窓口周知について

児童生徒のための相談窓口「おなやみポスト」について
(北海道主催事業)

児童生徒のための相談窓口「おなやみポスト」実施要項

(令和4年5月16日学校教育局生徒指導・学校安全課長決定)

(令和5年3月7日一部改正)

(令和6年2月28日一部改正)

1 趣旨

児童生徒が、いじめに関することや学校生活・家庭生活での不安や悩みを在籍する学校に伝えることができる手法の一つ、北海道教育委員会のWebページに相談を受け付ける窓口（以下「おなやみポスト」という。）を設置することにより、相談内容を市町村教育委員会や学校と速やかに共有できる連絡体制を構築し、北海道教育委員会、市町村教育委員会及び学校が連携して、児童生徒の実情に応じた支援の充実を図る。

2 事業の主体

本事業は、北海道教育委員会（以下「委員会」という。）が実施する。

3 事業の内容

(1) 委員会の取組

ア おなやみポスト窓口の開設

(ア) 生徒指導・学校安全課は、生徒指導・学校安全課のWebページ上に、児童生徒が相談を入力できるページ（窓口）を作成し、次のような相談を受け付ける。

- ・いじめの被害を訴えたり、いじめを目撃したりしたもの
- ・学業や友達関係など、学校生活の悩みを訴えるもの
- ・家庭環境など、家庭生活の悩みを訴えるもの

(イ) 相談窓口の入力項目は、別紙1のとおりとする。

イ 窓口の周知

生徒指導・学校安全課は、児童生徒向けチラシ（別紙2）を作成し、市町村教育委員会及び道立学校に送付する。

ウ 連絡体制の構築

(ア) 生徒指導・学校安全課は、「おなやみポスト」に入力があつた相談内容を関係教育局にメールで転送する。なお、転送時には、入力があつた内容を全て転送する。

(イ) 教育局は、転送されたメールを関係道立学校又は関係市町村教育委員会に転送する。

エ 相談の対応

(ア) 教育局は、生徒指導・学校安全課から転送されたメールについて、市町村教育委員会及び道立学校あてへの転送状況を確認するとともに、別紙様式1に記録する。

(イ) 教育局は、定期的に市町村教育委員会や学校における対応状況を確認し、必要な支援や指導助言を行うとともに、対応状況を別紙様式1に記録する。

(ウ) 教育局は、市町村教育委員会から提出のあつた別紙様式2及び道立学校から提

出のあった別紙様式3-1をもとに別紙様式1に必要事項を記載し、生徒指導・学校安全課に報告する。

(エ) 教育局は、市町村教育委員会又は道立学校から別紙様式3-2の提出があった場合は、生徒指導・学校安全課に転送する。また、市町村教育委員会又は道立学校から提出のあった別紙様式4に指導助言を行った内容を追記して報告する。

(オ) 生徒指導・学校安全課は、「おなやみポスト」の利用状況を把握するとともに、各教育局から提出のあった別紙様式1により対応状況を把握し、取組の改善を図る。

(2) 市町村教育委員会の取組

ア 窓口の周知

所管する学校に別紙2を送付するとともに、メールを受け取った際の対応について事前に対応方針を決めるよう周知する。

イ 連絡体制の構築

市町村教育委員会は、教育局から転送されたメールを関係市町村立学校に転送する。

ウ 相談の対応

(ア) 市町村教育委員会は、教育局から転送されたメールについて、別紙様式2に記録する。

(イ) 市町村教育委員会は、定期的に学校における対応状況を確認し、必要な支援や指導助言を行うとともに、対応状況を別紙様式2に記録する。

(ウ) 市町村教育委員会は、学校から提出のあった別紙様式3-1をもとに別紙様式2に必要事項を記載し、教育局に報告する。

(エ) 市町村教育委員会は、学校から別紙様式3-2の提出があった場合は、教育局に転送する。また、学校から提出のあった別紙様式4に指導助言を行った内容を追記して報告する。

(3) 学校の取組

ア 窓口の周知

(ア) 学校は、在籍する児童生徒に別紙2のチラシを配付する。

(イ) 小・中学校は、児童生徒の一人一台端末に「おなやみポスト」のブックマークを登録するとともに、本窓口について周知する。

(ウ) 小・中学校は、在籍する児童生徒の保護者に対し、本窓口の開設について学校だより等で周知するとともに、個人が所有するスマートフォン等で利用することも可能であることから、家庭での活用について促す。

(エ) 道立学校は、生徒が所有する又は貸与されている端末のブックマークに「おなやみポスト」を登録するとともに、個人所有のスマートフォン等のブックマークに「おなやみポスト」を登録して、いつでも利用できるよう活用を促す。

イ 連絡体制の構築

(ア) 学校は、「おなやみポスト」に入力があった内容を受信した場合、別紙様式3-1に記録するとともに、当該児童生徒への教育相談を組織的に行う。

(イ) 学校は、月末の状況を別紙様式3-1を作成し、道立学校は教育局あて、市町

市立学校は所管する教育委員会あて報告する。

- (ウ) いじめに関する内容のメールが転送されてきた場合、校内いじめ対策組織で対応方針を確認の上、対応を開始し、対応を開始したことを別紙様式3-2により、初期対応の状況を別紙様式4により道立学校は教育局あて、市町村立学校は所管する市町村教育委員会あて報告する。

ウ 相談の対応

- (ア) 学校は、「おなやみポスト」に入力した当該児童生徒に寄り添って教育相談を実施して悩みなどを把握し、組織的な対応を行う。また、対応状況について別紙様式3-1に記録する。

- (イ) いじめの相談については、面談記録やアンケート等の資料を確認し、学校いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒を守る取組を実施する。

(4) 実施時期

令和4年(2022年)5月30日(月) 開設

(5) 対象

札幌市を除く市町村立学校及び道立学校

4 事業開始の手続き

- (1) 市町村教育委員会は、本事業の連絡体制が整い次第、次のアドレスにアクセスし、利用申請を行う。

【アドレス】 <https://www.harp.lg.jp/AeTGL9Vg>

- 【申請項目】
- ・市町村名
 - ・連絡担当者名
 - ・相談を転送するメールアドレス
 - ・利用開始日
 - ・利用対象学校数

- (2) 道立学校は、本事業の利用に係る連絡体制が整い次第、次のアドレスにアクセスし、利用申請を行う。

【アドレス】 <https://www.harp.lg.jp/2urbOcXP>

- 【申請項目】
- ・学校名
 - ・連絡担当者名
 - ・相談を転送するメールアドレス
 - ・利用開始月日

- (3) 生徒指導・学校安全課は、道立学校及び市町村教育委員会の申請内容について、関係教育局に連絡する。

- (4) 教育局は、生徒指導・学校安全課から連絡のあった申請内容に基づき、メール転送の設定を行う。

- (5) 教育局は、上記4(4)の作業終了後、該当の道立学校及び市町村教育委員会に対し、作業完了のメールを送信する。

5 個人情報の扱いについて

本窓口で知り得た個人情報については、該当する学校における相談業務にのみ使用し、

その他の業務には使用しない。

6 その他

- (1) Web ページ上に、「学校に伝えるための窓口」であること、「学校名や市町村名が正しく入力されないと、学校や市町村教育委員会まで届かない」こと、「後日、学校が休みでない日に教職員が話を聞くこと」を明記する。
- (2) 教育局職員は、土日祝日を除き1日1回（勤務開始時等）確認し、ひらがなや校名の短縮による転送もれのメールで、市町村や学校が特定できる場合は、手動で転送する。
- (3) 相談内容（自由記述欄を含む）のうち、警察等の関係機関と連携し対応が必要な場合については、道教委から市町村教育委員会や道立学校に連絡し、連携して対応する。
- (4) 相談内容（自由記述欄を含む）により、相談者の在籍校を所管していない市町村教育委員会又は相談者が在籍していない道立学校に転送された場合、教育局は当該の市町村教育委員会又は道立学校に対し、転送された相談事項を削除するよう連絡する。
- (5) 必要に応じて、利用状況を把握し、効果的に運用できるよう改善を図る。
- (6) 本要項に定めるほか、本事業の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附則 この要項は、令和4年5月16日から施行する。

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年4月1日から施行する。